

# 民法改正学習会

～2020年施行に向けてあらためて確認する生協事業への影響～

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律が成立しました。1896年(明治29年)に民法が制定された後、債権関係の規定(契約等)は、約120年間ほとんど改正されてきませんでした。今回の改正では、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である規定を中心に、社会・経済への変化への対応を図るための見直しや、実務で通用している基本的なルールが明文化されています。対応が漏れると契約の無効や、意図せず違法な手続きをしてしまう可能性があります。今回は、日本生協連顧問弁護士であり生協事業に精通しておられる丸の内中央法律事務所の山本昌平弁護士に講師をお願いいたしました。改正のポイントをしっかり確認し、生協事業運営にご活用下さい！

日時：2018年2月22日(木)  
14:00～16:00

場所：東京都生協連会館3F会議室1-2  
※場所は裏面の地図を参照

定員：60名 ※応募多数の場合は抽選

申込方法：裏面申込用紙をFAX

申込〆切：2018年2月9日(金)

参加費：無料

講師：弁護士 山本 昌平 氏(丸の内中央法律事務所 パートナー)

講師プロフィール：

中央大学法学部卒、東京弁護士会所属、元日本生協連法定員外監事



## 【お問い合わせ】

東京都生活協同組合連合会 組織部 間野(まの)  
〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18(東京都生協連会館)  
TEL: 03-3383-7800 FAX: 03-3383-7840

# 東京都生協連 組織部 間野 行

平成29年度東京都補助事業

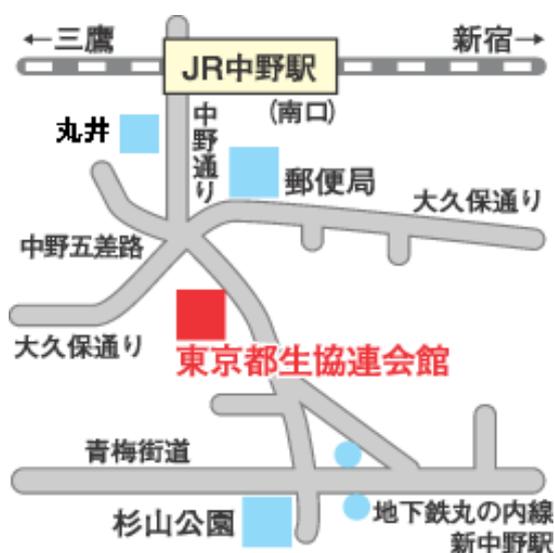
「民法改正学習会 ～2020年施行に向けてあらためて確認する生協事業への影響～」

## FAX 申込書：03-3383-7840

貴生協名		
申込担当者様名（部署名等）		
申込担当者様メールアドレス		
NO	出席者お名前（部署・役職名等）	
1	（ ）	
2	（ ）	
3	（ ）	
4	（ ）	
5	（ ）	

お申込みどうもありがとうございます。2月9日（金）までにFAXにてお送り下さい。  
なお、受付完了につきましては、申込担当者様宛にメールさせていただきます。

### 東京都生協連地図



#### ■連絡先

〒164-0011

東京都中野区中央 5-41-18(東京都生協連会館)

TEL:03-3383-7800

#### ■アクセス

- ・JR中央線・総武線、東京メトロ東西線  
中野駅南口6分
- ・東京メトロ丸の内線 新中野駅  
杉山公園口下車8分

※駐車場はございません。公共交通機関をご利用下さい。